二十、岩下食品工業株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第四十三号

排除命令

栃木県栃木市沼和田町四百八十番地
岩下食品工業株式会社
右代表者　代表取締役　岩　下　邦　夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　岩下食品工業株式会社は、その販売する「甘酢しょうが」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、昭和四十五年二月中旬から二月末までの間に製造し、販売した当該商品は、甘味料として砂糖およびサッカリンを使用していたものであって、全糖ではない旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する漬物類について、人工甘味料を使用した場合に、当該商品が全糖であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

岩下食品工業株式会社（以下「岩下食品」という。）は、肩書地に事務所を置き、漬物類の製造販売業を営む事業者である。

岩下食品は、小売価額百円の「甘酢しょうが」と称する商品（別添写真参照）を昭和三十八年ごろから製造し、東京都内を主として栃木県および群馬県の一部の地域に販売している。

当該商品は、製造開始当時の昭和三十八年ごろから人工甘味料であるサイクラミン酸ナトリウムを主体とした味付をしていたが、昭和四十四年十月以降、サイクラミン酸ナトリウムの使用が禁止されることになったため、糖類のみを用い、全糖と表示した商品にきりかえた。

その後、昭和四十五年二月初めごろ、全糖と表示した商品について砂糖に含まれた菌の作用により膨脹、変質という事態が発生したため、同二月中旬以降は人工甘味料であるサッカリンを加えて製造し、同二月末までの間、残っていた全糖表示の容器を使用して販売した。

したがって、前記二月中旬から二月末までの間に製造し、販売した全糖表示の「甘酢しょうが」は、全糖ではない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、岩下食品は、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十一月九日

公正取引委員会

別添写真略

委員長　谷村　裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男